

防衛装備庁公示第36号
令和7年7月10日

令和7年度「潜水艦」技術資料募集要領

艦艇調達に係る競争入札等への参加を希望する者は、下記に基づき技術資料を提出して下さい。

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
石川 武

記

1 調達する艦艇の概要

令和6年度潜水艦とほぼ同型（別紙参照） 1隻

2 公募に応募できる者の条件

公募に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のA等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 防衛装備庁の「入札及び契約心得」及び製造請負契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 「たいげい」型潜水艦又は同程度の潜水艦の建造能力を有すること。
- (7) 同型艦との装備品の標準化及びぎ装の統一化を推進できること。
- (8) 当該艦艇の建造に必要な次の設備を有すること（予定を含む。）。

ア 保全管理が可能な設備

イ ブロックの組立及び搭載が屋内において可能な設備

ウ 船台、ドック及びクレーン

エ ぎ装岸壁（大容量電力、特定周波数電源等の設備を含む。）

- オ 関係工場（船殻、機関、電気、武器等）
 - カ 資材倉庫（官給品保管庫を含む。）
 - キ 特別防衛秘密、特定秘密及び秘密に属する文書、図画及び物件を保管でき、防衛装備庁の確認を得ている（予定を含む。）設備
- (9) 当該艦艇の建造に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させることができること。
- ア 管理：安全、工程、品質、重量、保全等に関する管理能力を有していること。
 - イ 設計：防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準、防衛省規格等に精通し、搭載装備品（武装を含む。）の運用について、十分理解した上での詳細設計ができること。
 - ウ 工作：自衛艦工作基準に基づき工作できること。
- (10) 建造を行う事業所において、他の艦船、商船等と同時期に建造する場合、必要な人的、物理的資源を有していること。
- (11) 特別防衛秘密、特定秘密及び秘密に従事する関係者に、特別防衛秘密、特定秘密の保護並びに秘密保全上支障がないことを防衛装備庁が確認した者を充てることができること。

3 技術資料の提出

- (1) 本競争等に参加を希望する者は、別記様式の「競争入札等参加希望申請書」により応募するものとし、併せて次の項目について自らの能力を証明するための事項を具体的に記入した資料（以下「技術資料」という。）を作成し、防衛装備庁に提出しなければならない。
- ア 建造設備
 - イ 建造技術（建造体制、建造工程、配員計画）
 - ウ 品質管理体制
 - エ 原価低減対策
 - オ 艦艇建造要員の養成
 - カ 技術提携等の状況
 - キ 他艦艇競争契約の参加状況
 - ク 同時期建造能力
 - ケ 秘密保全
 - コ 建造実績（参考）
 - サ 当該艦艇建造に係る技術的課題への対応
- (2) 技術資料は「技術資料作成要領」に基づき作成し、15部（PDF形式による電子データでの提出も可能とする。）（部数を指定したものはその部数）を提出期限までに提出するものとする。ただし、前号(1)のサについて、仕様書等の確定に伴い項目を追加する場合は、追加分の提出期限等を別途指示する。
- (3) 技術資料作成基準日 公示日
- (4) 提出期限 令和7年8月20日（水）
- (5) 提出時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までの間を除く。

- (6) 提出先 〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町 5－1
防衛装備庁調達事業部艦船調達官付調達第 3 班
03-3268-3111（内線 35733）

4 技術資料作成要領の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 期間 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）から令和 7 年 8 月 1 8 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 1 0 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。
- (2) 場所 3 の(6)に同じ。
- (3) 方法 手渡し

5 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、提出した当該資料について、防衛装備庁に設置された艦艇技術審査会の求めに応じて説明するものとする。
- ア 日時及び場所 後日協議の上、通知する。
- イ 説明資料 説明資料は提出された資料とその内容を補足するものに限定するものとし、技術資料に追加するものであってはならない。
- (2) 提出された技術資料により、2 の(6)から(11)の条件への適合性を検討し、艦艇の建造能力の有無を評価する。

6 指名等の通知

- (1) 技術資料を提出した者のうち、建造能力があり競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名等の通知を、競争に参加させることが適当でないと考えられた者に対しては、非指名の通知を行う。
- (2) 指名等の通知は、手渡し又は郵送により行う。
- (3) 通知予定日 決定次第速やかに通知する。

7 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名されなかった者は、支出負担行為担当官に対して指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
- ア 提出期限 非指名通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日（行政機関の休日に関する法律(昭和 6 3 年法律第 9 1 号)第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含まない。）以内。
- イ 提出先 3 の(6)に同じ。
- ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。
- (2) 支出負担行為担当官は、非指名理由について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。書面は、手渡し又は郵送により行う。

8 再苦情の申立て

- (1) 7 の(2)の非指名理由の説明に不服がある者は、非指名理由に係る書面を手渡し又は

郵送した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(2) (1)の申立てについては、艦艇技術審査会において審議を行う。

(3) (1)の申立ての受付窓口及び受付時間

ア 窓口 3の(6)に同じ

イ 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

(4) (1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 3の(6)に同じ。

(5) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、(1)の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情の申立てをした者に対し、書面により回答する。書面は、手渡し又は郵送により行う。

9 技術資料の提出に当たっての留意事項

(1) 技術資料に虚偽の記載をした者は、本競争に参加させないとともに、他の艦艇に係る競争にも参加させないことがある。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された技術資料は、返却しない。

(4) 提出された技術資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。

(5) 原則として提出期限以降における技術資料の差替え及び再提出は認めない。ただし、技術審査の必要から追加資料を求めることがある。

(6) 技術資料に図面等を添付する場合は、同型艦の仕様書等で公開しているものを除き、自社製作図面以外の図面を使用しないこと。また、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

(7) 技術資料に記載した内容については、必要に応じて誓約書を提出させる場合がある。

(8) 技術資料作成に必要な仕様書等の貸出を希望する場合には、3の(6)提出先に申し出るものとする。

(9) 「技術資料作成要領」に疑義がある場合には3の(6)提出先に申し出るものとする。

10 応募者の義務等

(1) 応募者は、貸出した仕様書等の内容について、不必要に複写、第三者に開示・漏洩してはならない。

(2) 契約相手方とならなかった応募者は、貸与した仕様書等の全てを返却しなければならない。

11 その他の留意事項

別紙に記載された装備品については、今後、追加又は削除する場合がある。

競争入札等参加希望申請書

令和 年 月 日

殿

所在地
会社名
代表者名
担当者名
担当者連絡先

当社は、防衛装備庁公示第 号(令和7年 月 日)に基づき、下記の艦艇調達に係る競争入札等への参加を希望いたします。

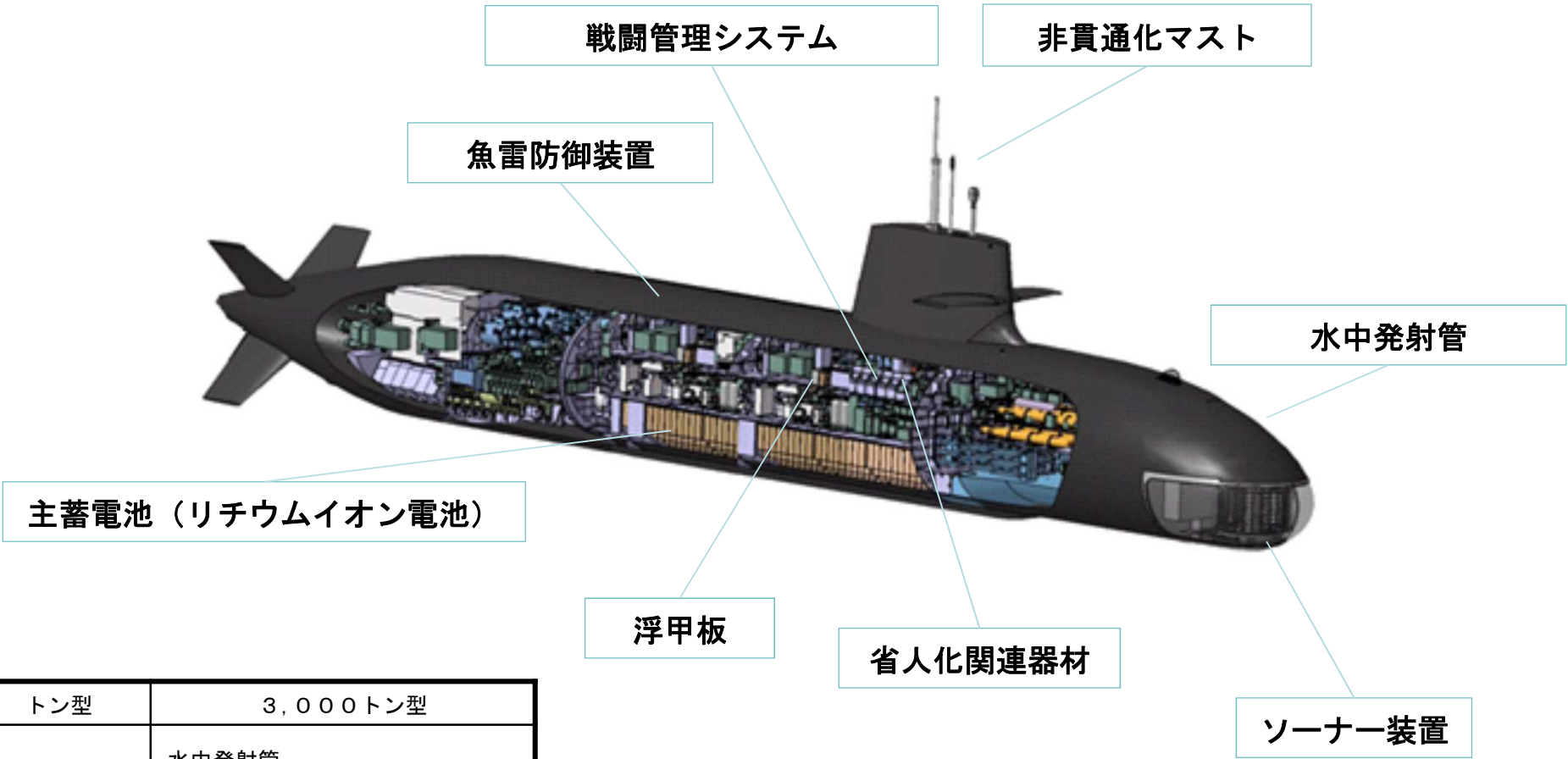
記

品 名	隻 数
令和7年度潜水艦	1 隻

他の艦艇調達に係る競争入札等への参加希望：☐あり（艦種 ）
☐なし

添付書類：令和7年度「潜水艦」技術資料

07SSの概要図



トン型	3,000トン型
主要装備	水中発射管 魚雷防御装置 主蓄電池（リチウムイオン電池） ソーナー装置 浮甲板 戦闘管理システム 非貫通化マスト